

25生畜第2015号

平成26年3月24日

食料・農業・農村政策審議会

会長 生源寺 眞一 殿

農林水産大臣 林 芳正

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき平成26年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳（ナチュラルチーズの原料である生乳）の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成26年度の加工原料乳（ナチュラルチーズの原料である生乳）の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。